

令和6年2月29日
文教・福祉常任委員会資料
健康長寿部国民健康保険課

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う 国民健康保険被保険者証の取り扱いについて

令和5年6月9日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、改正法の施行後はマイナンバーカードによるオンライン資格確認が基本となります。マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、資格確認書により被保険者資格を確認することとされており、これまでの被保険者証は令和6年12月2日で廃止となります。

こうしたことから、今後の被保険者証等の取り扱いについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 被保険者証の有効期限等

証の種類	現行		令和6年4月更新分
	有効期間	有効期限	有効期限
普通証	2年	令和6年3月31日	令和7年12月1日
短期証	6か月	令和6年3月31日	令和6年9月30日
	1年	令和6年3月31日	令和7年3月31日
資格証	2年	令和6年3月31日	令和7年3月31日

※資格証は、1年ごとに基準判定を行い、有効期限内でも保険料の納付状況により変更となる場合があります。

※高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証は、令和6年8月1日の次回更新までに取り扱いを決定する予定です。

※発行済みの被保険者証は、廃止後1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）有効とみなす経過措置が設けられています。

2 被保険者証の有効期限のイメージ

